

感企第4654号
令和4年2月22日

新型コロナウイルス検査実施医療機関の長様

大阪府健康医療部長

診療・検査医療機関としての登録及び府ホームページでの開設状況の公表について（依頼）

日頃は、本府の健康医療行政の推進にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
貴院におかれましては、本府又は保健所設置市との委託契約により、新型コロナウイルスに係る行政検査を実施していただき、重ねて感謝申し上げます。

今般、オミクロン株のまん延により過去に類をみない大規模な感染拡大が継続しており、1日あたり1万人以上の新規陽性者数が発生しているほか、直近1週間の陽性率も約4割と極めて高い水準となっています。

一方、行政検査委託契約を締結していただいている医療機関は府内で3,000ヵ所を超えますが、各機関のご同意のもと、診療・検査医療機関として府ホームページで公表している医療機関は1,000ヵ所程度にとどまっている状況です。

発熱患者等が一部の医療機関に偏ることは検査ひっ迫の一因となり得ることから、患者把握及び治療開始の遅れを招かないよう、より多くの医療機関に診療・検査医療機関として登録の上、府ホームページで公表いただき、円滑に必要な検査を受けられる体制を確保する必要があります。

これまでも発熱患者等の検査にご尽力いただいているところではありますが、改めて、診療・検査医療機関としての登録及び公表について前向きにご検討いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、登録に係る手続き等については、別紙をご確認ください。

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
感染症・検査グループ
TEL：06-4397-3204

診療・検査医療機関の登録等について

1. 指定区分

- <A型> 発熱患者を広く診察・検査
- <B型> かかりつけ患者に限って診察・検査

2. 府ホームページでの公表について

(1) 公表の方法

次の府ホームページで公表されます。(1の指定区分のほか、対応曜日・時間も公表対象です。)

【公表ページ】[診療・検査医療機関公表一覧](#)

(2) 府ホームページで公表されている診療・検査医療機関に対する診療点数の臨時加算

	外来診療	電話等診療
診療点数	二類感染症患者入院診療加算(250点)	二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数(500点)※
算定場面	・新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対し外来診療を実施 ・令和4年3月31日まで	・新型コロナウイルス感染症患者に対し電話・情報通信機器を用い診療を実施 ・まん延防止等重点措置適用時
根拠通知	令和3年9月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」	令和4年2月17日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その66)」

※医療機関の区分を問わず新型コロナ患者に対する電話等診療実施時に加算となる二類感染症患者入院診療加算(250点)の併算定はできません。

3. 登録及び公表等の手続きについて

新たに登録を行っていただける場合は、別添の「指定申請書」、公開区分や指定区分の変更を行っていただける場合は「変更・解除届出書」の様式にご記載いただき、メールもしくはFAXにて管轄保健所あてご提出ください。なお、様式はホームページにも掲載しています。

【様式及び提出先】<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/kensa-sitei.html#tetuduki>